

事務連絡  
平成19年1月22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む)及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号(最終改正:平成18年12月25日付け食安輸発第1225001号)に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産冷凍ピーマンにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品

中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む)及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目

残留農薬

(違反事例)

1. 品名: 冷凍パプリカスライス
2. 生産国: 中国
3. 製造者: LAIYANG LUHAI FOODSTUFF CO., LTD.
4. 検査結果: ピリメタニル 0.04ppm (基準値: 0.01ppm)
5. 検疫所: 東京検疫所食品監視第二課(届出受付番号: 第26001951270号1欄)
6. 輸入者: 兵庫県貿易株式会社